

学生の皆さんへ！ 就職面接会を開催します

大学院・大学・短大・専修学校等(高校は除く)の令和5年3月卒業予定者および既に卒業された方(卒業後概ね3年以内)を対象に、県内企業を集めた「チャレンジいばらき就職面接会(後期)」を令和4年10月12日(水)に水戸市において開催します。

面接会は午前の部と午後の部で参加企業を入れ替えて行われます。要事前申込・参加費無料。申込方法等の詳細はお問合せ先までご確認ください。

問 茨城県産業戦略部労働政策課 ☎029-301-3645(直通)

HP https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/r4challenge_kouki.html

従業員の賃金引上げを検討中の事業主の皆様へ

「業務改善助成金」は、設備投資により生産性を向上させ、事業場内最低賃金の引き上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。昨年からの対象人数の拡大・助成上限額の引上げや、コロナ禍により売上等が一定減少した事業主に対する設備投資の範囲の拡充等を行っていますので、事業場内最低賃金の引上げに合わせて本助成金の活用をご検討ください。

詳細はお問合せ先までご確認ください。

問 業務改善助成金コールセンター ☎0120-366-440 (平日 8:30~17:15)

水戸地方法務局からのお知らせ

1 相続登記の申請の義務化について

令和6年4月1日から相続(遺言による場合を含みます。)によって不動産を取得した相続人は、その取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならないこととされました。

なお、令和6年4月1日時点で相続登記をしていない不動産を所有する方は3年間の猶予期間が設けられています。

2 相続土地国庫帰属制度の創設について

令和5年4月27日から法務局(本局)において「相続土地国庫帰属制度」が始まります。

本制度は、相続(遺言による場合を含みます。)によって土地の所有権を取得した相続人が、法務大臣の承認により土地を手放して国庫に帰属させることを可能にするものです。

3 預けて安心！法務局における自筆証書遺言書保管制度

令和2年7月10日から法務局(本局・支局)において「自筆証書遺言書保管制度」が始まり、多くの方から遺言書の保管申請がされています。

本制度を利用して、自筆で書いた遺言書を法務局で保管することにより、大切な遺言書の紛失や改ざん等を防止することができます。

【問合せ先】

1、2について 水戸地方法務局不動産登記部門 ☎029-221-5130
(平日：8:30~17:15)

3について 水戸地方法務局常陸太田支局 ☎0294-73-0221
(平日：8:30~17:15)

水戸地方法務局ホームページ(<https://houmukyoku.moj.go.jp/mito/>)

